

Dojima Exchange 基本取引契約書

本 Dojima Exchange 基本取引契約書(以下、本基本取引契約書)は、Dojima Exchange 利用規約契約 (以下、利用規約) および同第 12 条(5) に基づいて GINGA ENERGY JAPAN 株式会社 (以下、Dojima Exchange) が管理・運営・提供する電子取引プラットフォーム (以下、DEP : Dojima Exchange Platform) において行われる取引参加者 (以下、登録者) 間の製品売買に関わる基本的な取引条件を定め、取引参加者相互の信頼に基づく公正な取引関係を確立することを目的とする。

ただし、本基本取引契約書の定めと登録者間の個々の取引契約 (以下、個別取引契約書) とが異なる場合は (個別取引契約書) が優先する。

1. 契約者

売買は利用規約に基づいて DEP の利用者として認められた登録者の間で行われ、売主と買主は以下の通り。

- 1.1 売主:
- 1.2 買主:

2. 上場製品 (石油製品)

- 2.1 DEP の上場製品はハイオクガソリン、レギュラーガソリン、灯油、非課税軽油、課税軽油、A 重油 0.1%S、A 重油 1.0%S (契約製品) とする。
- 2.2 製品条件:
契約製品は、日本の製油所によって既に精製されたもの、または、日本へ輸入されたものであり、石油税を含む関税をすべて支払われたものとする。
- 2.3 製品規格:
 - (a) 全てのハイオクガソリンは JIS K 2202 No.1 基準に適合していなければならない。また、オクタン価が 96 以上であり、硫黄分の合計は 0.001wt%を上回ってはならない。
 - (b) 全てのレギュラーガソリンは JIS K 2202 No.2 基準に適合していなければならない。また、硫黄分の合計は 0.001wt%を上回ってはならない。
 - (c) 全ての灯油は JIS K 2203 No.1 基準に適合していなければならない。
 - (d) 全ての軽油は JIS K 2204 に適合し、以下の規格を満たしていなければならない

軽油

試験項目		特 1 号	1 号	2 号
引火点 °C	JIS K 2265	50 以上	50 以上	50 以上
蒸留性状 90%留出温度 °C	JIS K 2254	360 以下	360 以下	350 以下
流動点 °C	JIS K 2269	+5 以下	-2.5 以下	-7.5 以下
目詰まり点 °C	JIS K 2288	-	-1 以下	-5 以下
10%残油の残留炭素分質量%	JIS K 2270	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下

セタン指数	JIS K 2280	50 以上	50 以上	45 以上
動粘度 (30°C) mm ² /s	JIS K 2283	2.7 以上	2.7 以上	2.5 以上
硫黄分 質量%		0.001 以下	0.001 以下	0.001 以下

軽油季節規格 (引渡月)

1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
2 号	2 号	2 号	1 号	1 号	特 1 号

7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
特 1 号	特 1 号	特 1 号	1 号	1 号	2 号

(e)A 重油 0.1%S は JIS K 2205 第 1 種-第 1 号基準に適合し、硫黄分は上限 0.1%とする。

(f)A 重油 1.0%S は JIS K 2205 第 1 種-第 2 号基準に適合し、硫黄分は上限 1.0%とする。

3. 契約

3.1 契約の成立

契約は DEP において売手と買手が取引条件に合意したときに成立する。

3.2 個別取引契約書の締結

契約製品の製品名、種類、数量、価格、受渡および代金支払条件等については、本基本取引契約書に基づき都度定めるものとする。

3.3 契約数量:

売主と買主が合意した取引数量 (KL 基準) を契約数量とする。

3.4 契約の継続

Dojima Exchange が破綻した場合、DEP における契約はいったん破棄されるが、引渡しが行われていない契約については売主買主双方の協議により相対取引において契約を継続させるように努めるものとする。

4. 製品価格

4.1 契約製品の価格:

契約製品の価格 (契約価格) は Ex 価格とし、日本円/L で表示される。

5. 製品引渡し

5.1 引渡し条件:

5.1.1 引渡し方法

タンクローリーによる引渡しとする。

5.1.2 引渡し場所の指定とタンクローリーの手配

(1) **買主指定地渡し**: 売主が買主の指定する製油所または油槽所で契約製品を買主に引渡す場合は、売主が買主の指定場所にタンクローリーを手配し契約製品を引き渡す。

(2) **売主指定地渡し**: 売主が売主の指定する製油所または油槽所で契約製品を買主に引き渡す。

す場合は、買主が売主指定地で登録されたタンクローリーを手配し指定場所で引受ける。

上記いずれの場合であっても製品引渡しは製品引渡し期間内に行われるものとする。

5.2 引渡し場所:

引渡し場所は、下記の製油所・油槽所とする。

- (1) 製油所 関東圏（山梨県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）および沖縄県以外に存在する製油所
- (2) 油槽所 関東圏（山梨県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）および沖縄県以外に存在する油槽所

5.3 引渡し 期間:

「引渡し期間」とは、売主と買主の間で契約が成立した週または月である。引渡し期間内の「1週間」とは、土曜日から翌週の金曜日までを指す。

5.4 持ち届け費用:

売主が買主に届ける場合の運賃は、14KL 以上のタンクローリーの運賃表(利用規約第 14 条 (6) 参照) を目安とする。売主及び買主は運賃を変更することができる。または Dojima Exchange は運賃表を適度更新し、DEP のスクリーンに掲載する。

5.5 引渡しの履行条件:

引渡しは、契約製品の契約価格全額が、買主より取引口座に支払われ、Dojima Exchange が入金確認を売主伝え、売主がこれを確認してから行われるものとする。

5.6 引渡し条件の変更:

売主と買主は、製品引渡しに関する下記の契約項目を合意の上変更することができる。ただし、契約価格を変えることはできない。

- (a) 引渡し場所
- (b) 現物の移動を伴わず、所有権のみ移転させるインタンクトランスファーへの引渡し方法変更する場合、振替数量は契約数量とする。
- (c) 引渡し期間内の引渡し日程

6. タンクローリー

6.1 タンクローリーの登録・承認

買主は売主指定地で登録され、または売主が承認したタンクローリーを配車しなければならない。なお、買主は当該登録または承認されたタンクローリー以外のタンクローリーを使用する場合は登録地の関係機関および売主に当該タンクローリーの使用許可を申請し、それぞれ承認を得なければならない。

6.2 売主が指定した場所に承認されたタンクローリー以外で引取に行く場合、買主は使用許可を申請し、了承を得られた場合のみ引取可能とする。

6.3 売主指定地渡しの場合、買主はタンクローリーの使用に関して売主の承認を得るものとする。

7. 発注

7.1 発注や通知等の方法

(a) 買主および売主は、上場製品の取引に関して発注や通知等を行う場合は、石油業界において一般的に認められている商慣行に従って、口頭または書面で行うことができる。

7.2 発注に際して必要な通知項目

買主が発注に関して売主に通知する項目

(a) 引渡し期間内の引渡し日程

(b) 買主指定地渡し場合、製品の最終的輸送地(売主が買主に要望した場合)

(c) 製品の取引数量

(d) 売主指定地渡しの場合、買主が使用する運送業者名及び車番及びトリップ

この発注に際して必要な通知項目は、別段の合意がない限り、引渡し希望日より前営業日の12時00分までに通知する。

なお、発注確認に際して、必要があれば売主は買主に速やかに出荷地コードを通知する。

8. 支払い

8.1 支払の取扱い銀行

買主は契約製品の代価を Dojima Exchange が指定する信託銀行口座に支払うものとする。

8.2 通貨

買主は契約製品の代価（契約価格）を日本円で支払うものとする。

8.3 支払時期

買主は契約製品の代価（契約価格）を Dojima Exchange から発行される請求書に基づいて遅くとも引渡し予定日の前日の12時までに指定信託銀行口座に支払うものとする。

9. 権利及び義務

9.1 所有権:

買主指定地渡しの場合、契約製品の所有権は、売主の手配したタンクローリーが買主の指定場所に到着後、契約製品が給油口のつなぎ部分であるジョイント部を通過した時点で、当該売主から買主へ移転する。また売主指定地渡しの場合、契約製品の所有権は、買主の手配したタンクローリーに契約製品が流入した時点で、当該売主から買主へ移転する。

10. 検査

10.1 買主指定地渡しの場合は、買主が自己の責任において、性状及び数量について確認することが義務付けられる。また売主指定地渡しの場合は、売主は、契約製品が本契約書 2.3（製品規格）の諸条件をすべて満たしていることを証する検査を実施しなければならない。この場合検査等に要する費用等は売主が負担する。また届けの場合、買主が自己の責任で契約製品のサンプルを入手することによって、性状及び数量について確認することが義務付けられる。

11. その他

11.1 日付及び時間:

全ての日付や時間は、日本国の日付及び時間のことである。

11.2 Dojima Exchange:

Dojima Exchange はスクリーン取引の取引条件の提供者であり、売主と買主間の問題の仲裁者ではない。

11.3 準拠法及び紛争の解決

(a) 準拠法

本基本取引契約書の準拠法は日本法とし、本基本取引契約書ならびに本基本取引契約書に関する当事者の権利、義務および法的関係の一切は日本法に従い解釈されるものとする。
締結される個別取引契約書

(b) 管轄裁判所

本基本取引契約書により発生する一切の紛争については東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

11.4 損害または損失:

11.4.1 売主の責任

以下の場合には売主責任とする。

- (a) 売主は、所有権が売主から買主へ移転する前の時点で、製品規格条件を満たさない状態となった場合、売主は買主の被る損害または損失を負担する。
- (b) 売主は、契約製品の引渡し遅延が生じた場合、あるいは製品引渡しが不能となった場合、売主は買主の被る損害または損失を負担する。
- (c) 売主は、買主による契約製品の注文に対して承認が遅れて買主に損害または損失が発生した場合、売主は買主の損害を負担する。

11.4.2 買主の責任

- (a) 買主は、売主指定地渡しにおいて、買主の手配したタンクローリーが遅れて到着、または早く到着し、売主に損害を与えた場合には買主は損害または損失を負担する。
- (b) 買主は、買主側の理由により契約製品の引渡しが出来ない場合また、契約製品の引渡しに際して第三者と紛争が生じた場合は誠意を持ってその解決に当たる。
- (c) 買主は、発注の通知が遅れることによって売主に損害または損失が発生した場合、買主は売主の当該損害または損失を負担する。本条 11.4 において売主または買主が相手側に支払う損害賠償額は、故意または重過失の場合を除いて下記に記す上限値を上回らないものとする。

ただし、売主または買主の起こした事故などによって引渡し地の設備や相手側の手配したタンクローリーなどに損傷を与えた場合は、この限りではないものとする。

「該当する製品の契約価格」 × 「契約数量」

12. 不可抗力

12.1 不可抗力

売主または買主は、自己の合理的な支配が及ばない事由（以下「不可抗力」という。）によって本基本取引契約書および個別取引契約書に基づく自己の義務に関する不履行、履行遅滞または履行不能が生じた場合、相手側に対して責任を負わない。不可抗力には、天災、政府または政府機関の行為、法律、規制または命令の遵守、火災、暴風雨、洪水もしくは地震、戦争（宣戦布告の有無を問わない。）、反乱、革命もしくは暴動、またはストライキもしくはロックアウトを含むが、これらに限定されない。不可抗力が 14 日間を超えて継続する場合、相手方当事者は書面で通知して個別契約を直ちに解除することができる。

13. 解釈定義

以下の単語は、下記の通り定義する：

- (a) “買主”
個別取引契約書において買主として署名した法人を指す。
- (b) “契約数量”
個別取引契約書に定められた契約数量を指す。
- (c) “A 重油”
当条件の特徴や品質を満たす、以下の“A 重油”を指す。
A 重油 0.1%S (“AFO 0.1”)
A 重油 1.0%S (“AFO 1.0”)
- (d) “非課税軽油、課税軽油”
2.3 条の特徴と品質を満たす“非課税軽油、課税軽油”を指す。
- (e) “JIS”
その時々効力のある Japanese Industrial Standards（日本工業規格）が適用される。
- (f) “通貨”
日本国の法定貨幣を指す。
- (g) “灯油”
2.3 条の特徴と品質を満たす“灯油”を指す。
- (h) “引渡し遅延”
売主による製品の引渡し引渡し日より遅れた場合を指す。
- (i) “損失”
相手側の責により自己が被った全ての損失、損害賠償、代償、発生費用等を指し弁護士費用を含む。
- (j) “製品規格外”
2.3 条の規格に適合しない製品。

ハイオクガソリン、レギュラーガソリン、または灯油の中に水その他不純物が含まれている場合、または、A 重油 0.1%S、A 重油 1.0%S に含まれている水の量が Clause 2.2 より上回ってしまった場合、製品は“製品規格外”とみなされる。

(k) “製品”

ハイオクガソリン、レギュラーガソリン、灯油、非課税軽油、課税軽油、A 重油 0.1%S、A 重油 1.0%S (契約製品) のことを指す。

(l) “ハイオクガソリン、レギュラーガソリン”

2.3 条の特徴と品質を満たす“ハイオクガソリン、レギュラーガソリン”を指す。

(m) “売主”

個別取引契約書において売主として署名した法人を指す。

(n) “営業日”

土曜日、日曜日、公休日、1月2・3日、12月30・31日、以外の全ての曜日、歴日を指す。

(”引渡し日”は、土曜日、1月2・3日、12月30・31日、含まない)

2012年9月24日バージョン

Ginga Energy Japan 株式会社 (Dojima Exchange)